独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ブレインパッド		コード	3655
提出日	2025/3/31	異動（予定）日	2024/9/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて、新任社外取締役が選任されたため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐野　哲哉	社外取締役	○										○					有
2	石井　隆一	社外取締役	○													○		有
3	谷口　卓	社外取締役	○													○	新任	有
4	大久保　和孝	社外取締役	○													○		有
5	牛島　真希子	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	佐野哲哉氏が代表取締役を務めるグローウィン・パートナーズ株式会社より、当社はソフトウェアを購入した実績がありますが、取引額は当社売上高の1%未満であって、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。	佐野哲哉氏は、2014年9月に当社社外監査役に就任以来、公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識等に基づき、取締役会等での発言を通じて、適切に経営監視を行ってまいりました。また、2017年9月に当社社外取締役に就任以来、同氏の起業家および経営者としての豊富なビジネス経験と、数々のM&A支援業務や上場支援業務を通じて培われた業界を問わない幅広い見識を活かし、経営へ提言を行っております。加えて、当社が2021年9月に設置した指名報酬委員会の委員長も務めており、独立した客観的視点に基づいて経営への提言を行っております。 佐野氏は、上記「役員の属性」jに該当するもののその取引額は当社売上高の1%未満であって、上記「役員の属性」のj以外の項目にはいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定するものであります。
2		石井隆一氏は、ビッグデータやAIをコア技術としたデジタルソリューションを展開する上場企業の代表取締役社長、グローバル企業におけるマネジメント、海外事業の代表を務めた経験を通じて、情報通信業および企業経営に係る豊富な経験を有しており、2023年の当社社外取締役就任以来、その知見を活かし、経営へ提言を行っております。 石井氏は、上記「役員の属性」のa～lにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、新たに独立役員に指定しております。
3		谷口卓氏は、IT サービス業および企業経営に係る豊富な知見・経験ならびに上場企業の監査等委員である取締役としての経験を当社の経営に反映いただくことを期待し、2024年9月26日開催の当社第21回定時株主総会において、社外取締役（監査等委員である取締役）として選任されました。 谷口氏は、上記「役員の属性」のa～lにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
4		大久保和孝氏は、大手監査法人における監査経験だけでなく、企業コンプライアンス・CSRの分野でも専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、2020年の当社社外監査役就任および2021年の監査等委員である取締役就任以降、客観的立場から当社の経営に対する監査を行っております。 大久保氏は、上記「役員の属性」のa～lにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
5		牛島真希子氏は、2019年9月に当社社外取締役に就任後、国際的な法律事務所における日本法弁護士としての経験だけでなく、クロス・ボーダーのM&A取引およびファイナンス取引ならびに海外行政当局規制等に係る専門的かつ豊富な経験と知識を活かし、経営への提言を行ってまいりました。加えて、女性の取締役として、多様性の確保および女性従業員の登用・活躍を一層推し進めるための助言・提言も積極的に行っております。また、2023年に当社の監査等委員である取締役に就任して以降は、その高い見識と専門知識を活かし、客観的立場から当社の経営に対する監査を行っております。 牛島氏は、上記「役員の属性」のa～lにいずれも該当せず、当社との関係において充分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

本来速やかに届け出るべきところ、届出を失念しておりました。遅ればせながら、提出いたします。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。